

新旧対照表（高知県竹材利用促進事業費補助金交付要綱）

新	旧
<p>第1条～第4条（略）</p> <p><u>（事業内容及び採択要件）</u> <u>第5条 補助事業に係る事業内容及び採択要件は別表第3に定めるとおりとする。</u></p> <p>第6条（略）</p> <p>（補助の条件） 第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 補助金に係る<u>法令</u>、規則、要綱等の規定に従わなければならないこと。 (2)～(7)（略） <u>(8) 補助事業の実施においては、森林法（昭和26年法律第249号）、森林法施行令（昭和26年政令第276号）及び森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）の規定を遵守しなければならないこと。</u></p> <p>2（略）</p> <p>（補助事業の変更等） 第8条（略） 2 前項の規定による変更承認を必要とする事項は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。 (1) 事業<u>区分の新設又は廃止</u> (2)～(4)（略）</p> <p><u>（概算払の請求）</u> <u>第9条 補助事業者は、規則第14条ただし書の規定に基づき補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第3号様式による概算払請求書を所長に提出しなければならない。</u></p> <p>（実績報告等） 第10条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第4号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の3月31日のいずれか早い期日までに所長に提出しなければならない。 2 補助事業者は、第7条第1項第4号ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、前項の補助事業等実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。 3 補助事業者は、第7条第1項第4号ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、第1項の補助事業等実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに別記第5号様式による報告書により所長を経由して、知事に報告するとともに、当該金額を県に返還しなければならない。</p>	<p>第1条～第4条（略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>第5条（略）</p> <p>（補助の条件） 第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 補助金に係る規則、法令要綱等の規定に従わなければならないこと。 (2)～(7)（略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>2（略）</p> <p>（補助事業の変更等） 第7条（略） 2 前項の規定による変更承認を必要とする事項は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。 (1) 実施事業の廃止 (2)～(4)（略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>（実績報告等） 第8条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第3号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の3月31日のいずれか早い期日までに所長に提出しなければならない。 2 補助事業者は、第6条第1項第4号ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、前項の補助事業等実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。 3 補助事業者は、第6条第1項第4号ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、第1項の補助事業等実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに別記第4号様式による報告書により所長を経由して、知事に報告するとともに、当該金額を県に返還しなければならない。</p>

新	旧
<p>第 <u>11</u> 条 (略)</p> <p>第 <u>12</u> 条 (略)</p> <p><u>(県内発注)</u></p> <p><u>第 13 条 補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。</u></p> <p>第 <u>14</u> 条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>2 この要綱は、令和 10 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 <u>7</u> 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで及び第 2 項、第 <u>10</u> 条第 3 項並びに第 <u>12</u> 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>	<p>第 <u>9</u> 条 (略)</p> <p>第 <u>10</u> 条 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第 <u>11</u> 条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>2 この要綱は、令和 10 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 <u>6</u> 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで及び<u>同条</u>第 2 項、第 <u>8</u> 条第 3 項並びに第 <u>10</u> 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

新					旧				
別表第1 (第3条、第4条関係)					別表第1 (第3条、第4条関係)				
事業区分	補助事業者 注1	補助対象経費	補助単価		(新設)	補助事業者 注1	補助対象経費	補助単価	
竹材利用	1 民間事業者注2 2 広域活動団体(高知県森林組合連合会、一般社団法人高知県森林整備公社、高知県素材生産業協同組合連合会、一般社団法人高知県木材協会、高知県木材産業協同組合連合会及び高知県木炭振興会) 3 森林組合 4 農業協同組合 5 農事組合法人 6 生産森林組合 7 集落活動センター運営組織 8 竹材利用者等の組織する団体注3	竹材の有効利用を目的として、竹材又は専ら工芸品として利用される場合の立竹を購入する際の経費。ただし、エネルギー利用する場合を除く。	補助事業者が設定する竹材1キログラム当たりの買取単価に10分の7を乗じた金額(1円未満切捨て)とし、上限を竹材1キログラム当たり22円とする。ただし、工芸品として利用される竹材については、一東注4当たり30キログラムとする。また、集成材として利用されるモウソウチクの場合は、規格の長さ1メートル当たり3.75キログラムを乗じたうえで本数を乗じたものを重量(1キログラム未満切捨て)とする。		(新設)	1 民間事業者注2 2 広域活動団体(高知県森林組合連合会、一般社団法人高知県森林整備公社、高知県素材生産業協同組合連合会、一般社団法人高知県木材協会、高知県木材産業協同組合連合会及び高知県木炭振興会) 3 森林組合 4 農業協同組合 5 農事組合法人 6 生産森林組合 7 集落活動センター運営組織 8 竹材利用者等の組織する団体注3	竹材の有効利用を目的として、 伐採事業者等と補助事業者の間で竹材安定供給に係る協定を締結したうえで伐採、搬出された竹材 又は専ら工芸品として利用される場合の立竹を購入する際の経費。ただし、エネルギー利用する場合を除く。	補助事業者が設定する竹材1キログラム当たりの買取単価に10分の7を乗じた金額(1円未満切捨て)とし、上限を竹材1キログラム当たり22円とする。ただし、工芸品として利用される竹材については、一東注5当たり30キログラムとする。また、集成材として利用されるモウソウチクの場合は、規格の長さ1メートル当たり3.75キログラムを乗じたうえで本数を乗じたものを重量(1キログラム未満切捨て)とする。	
作業道整備	1 民間事業者 2 広域活動団体 3 森林組合 4 農業協同組合 5 農事組合法人 6 生産森林組合 7 集落活動センター運営組織 8 竹材供給者等の組織する団体 9 伐採事業者等	竹材の生産に必要な作業道の路面整備、開設又は補強に要する経費。	1 幅員2.0メートル以上2.5メートル未満 (1)路面整備 130円/m (2)開設 1,200円/m (3)丸太積み工 700円/m (4)洗い越し工 6,000円/箇所	2 幅員2.5メートル以上3.0メートル未満 (1)路面整備 150円/m (2)開設 1,900円/m (3)丸太積み工 700円/m (4)洗い越し工 6,000円/箇所	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

(注) 1 補助事業者は、県内に主たる事業所を有する者をいう。
2 補助事業者のうち、「民間事業者」は中小企業基本法第2条第1項に該当する者をいい、個人を除く。
3 補助事業者のうち、「竹材利用者等の組織する団体」、「竹材供給者等の組織する団体」とは竹材の有効利用又は安定供給を目的として3名以上で組織された団体をいう。
4 一東の基準は、全日本竹産業連合会の定める「原竹取引基準」に準ずる。

(注) 1 補助事業者は、~~竹材の有効利用を目的としてあらかじめ協定を締結した伐採事業者等から竹材を購入する事業者で、~~県内に主たる事業所を有する者をいう。
2 補助事業者のうち、「民間事業者」は中小企業基本法第2条第1項に該当する者をいい、個人を除く。
3 補助事業者のうち、「竹材利用者等の組織する団体」とは竹材の有効利用を目的として3名以上で組織された団体をいう。
~~4 県内の森林等(森林法(昭和26年法律第249号)第5条に定められた森林及びそれに隣接する竹林等)を整備を行うことで竹林の拡大防止に資すると認められる森林をいう。)から伐採、搬出された竹材であること。~~
5 一東の基準は、全日本竹産業連合会の定める「原竹取引基準」に準ずる。

新		旧
別表第2（第3条、第7条関係）（略）		別表第2（第3条、第6条関係）（略）
別表第3（第5条関係）		(新設)
事業区分	事業内容	採択要件
竹材利用	竹材の購入	<u>①竹材の有効利用を目的としていること。</u> <u>②伐採事業者等と補助事業者の間で竹材安定供給に係る協定を締結していること。</u> <u>③購入する竹材は県内の森林等（森林法（昭和26年法律第249号）第5条に定められた森林及びそれに隣接する竹林等、整備を行うことで竹林の拡大防止に資すると認められるものをいう。）から伐採、搬出された竹材であること。</u>
作業道整備	竹材生産を目的とした作業道の路面整備、開設又は補強 <u>(1) 路面整備</u> <u>(2) 開設</u> <u>(3) 丸太積み工</u> <u>(4) 洗い越し工</u>	<u>事業が完了した年度の翌年度までに竹材生産を実施すること。</u> <u>開設後5年を経過した作業道において、既設路面の凹凸が原則20センチメートル以上の場合であること。</u> <u>ただし、開設後5年未満であっても災害等により、竹材生産のための路面整備が必要と判断される場合には、この限りでない。</u> <u>高知県森林作業道作設指針に則り行うものとする。</u> <u>ただし、これにより難しい場合は、市町村が地域の実情を考慮し定めた森林作業道作設指針に則り行うことができるものとする。</u> <u>法面の安定又は路体の確保のために必要と認められること。</u> <u>小さな谷川等を通行する際に、路体の安定のために必要と認められること。なお、ルート選定や地形上やむを得ない場合に限り、洗い越し工と同等以上の機能を有する工法も可とする。</u>

新	旧
<p>別記 第1号様式（第6条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 令和 年 月 日</p> <p>高知県〇〇林業（振興）事務所長 様</p> <p style="text-align: center;">補助事業者名 代表者名 代表者生年月日 所在地</p> <p style="text-align: center;">令和 年度高知県竹材利用促進事業費補助金交付申請書</p> <p>高知県補助金等交付規則第3条及び高知県竹材利用促進事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、補助金 円を交付されたく下記の関係書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 事業の目的</p> <p>2 事業実施計画書（別紙1-1、1-2のとおり）</p> <p>3 収支計画書（別紙2のとおり）</p> <p>4 県に対する税外未収金債務の滞納がないことの誓約書滞納の有無について 関係課に照会することに対する同意書（別紙3のとおり）</p> <p>5 県税の納税証明書（全科目のもの）又は県税の納税義務がない場合は本人からの申立書（ただし、別紙4及び本人確認書類の写し（※）を提出する場合は省略することができる。）</p> <p>（※）補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証の写し等。補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証の写し等。</p> <p>（注）マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。）してください。</p>	<p>別記 第1号様式（第5条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 令和 年 月 日</p> <p>高知県〇〇林業（振興）事務所長 様</p> <p style="text-align: center;">補助事業者名 代表者名 代表者生年月日 所在地</p> <p style="text-align: center;">令和 年度高知県竹材利用促進事業費補助金交付申請書</p> <p>高知県補助金等交付規則第3条及び高知県竹材利用促進事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定により、補助金 円を交付されたく下記の関係書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 事業の目的</p> <p>2 事業実施計画書（別紙1のとおり）</p> <p>3 収支計画書（別紙2のとおり）</p> <p>4 県に対する税外未収金債務の滞納がないことの誓約書滞納の有無について 関係課に照会することに対する同意書（別紙3のとおり）</p> <p>5 県税の納税証明書（全科目のもの）又は県税の納税義務がない場合は本人からの申立書（ただし、別紙4及び本人確認書類の写し（※）を提出する場合は省略することができる。）</p> <p>（※）補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。</p> <p>（注）マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。）健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。</p>

新

別紙 1 - 1 (竹材利用)

令和 年度高知県竹材利用促進事業実施計画書

補助事業者名：

伐採事業者等の名称	竹の種類	規格用途	着手予定年月日 ----- 完了予定年月日	買取予定単価 (円/kg) A	竹材 1 kg 当たりの 補助単価 (買取予定単価× 10分の7円 上限 22 円) B	供給予定量 (kg) C	事業費 (円) D=A×C	財源内訳	
								県補助金 (円) E=B×C	その他 (円) D-E
計									

- (注) 1 伐採事業者等の名称には、別表第 1 に定める協定を締結した事業者を記入してください。
 2 高知県竹材利用促進事業費補助金交付要綱第 7 条第 1 項第 4 号に規定する消費税仕入控除税額等を除いた金額を記入してください。

旧

別紙 1

令和 年度高知県竹材利用促進事業実施計画書

補助事業者名：

伐採事業者等の名称	竹の種類	規格用途	着手予定年月日 ----- 完了予定年月日	買取予定単価 (円/kg) A	竹材 1 kg 当たりの 補助単価 (買取予定単価× 10分の7円 上限 22 円) B	供給予定量 (kg) C	事業費 (円) D=A×C	財源内訳	
								県補助金 (円) E=B×C	その他 (円) D-E
計									

- (注) 1 伐採事業者等の名称には、別表第 1 に定める協定を締結した事業者を記入してください。
 2 高知県竹材利用促進事業費補助金交付要綱第 6 条第 1 項第 4 号に規定する消費税仕入控除税額等を除いた金額を記入してください。

新

旧

別紙 1 - 2 (作業道整備)

(新設)

令和 年度高知県竹材利用促進事業実施計画書

補助事業者名：

実施主体	着手予定年月日	森林所有者等の情報		事業内容	路線名	幅員	延長 (箇所)	補助対象 事業費	財源内訳	
	完了予定年月日	住所	氏名						県補助金 (円)	その他 (円)
計										

(注) 1 「事業内容」欄は、「路面整備」、「開設」、「丸太積み工」、「洗い越し工」の内容の別を記入してください

2 「幅員」欄は、「開設」、「路面整備」の場合にあつては、作業道の幅員についてメートル単位として少数点第1位止めとし、小数点第2位以下は切り捨てて記入してください。

3 「延長 (箇所)」欄は、「路面整備」、「開設」又は「丸太積み工」の場合にあつては、その延長についてメートル単位として整数止めとし、小数点第1位以下を切り捨てて記入してください。

4 高知県竹材利用促進事業費補助金交付要綱第7条第1項第4号に規定する消費税仕入控除税額等を除いた金額を記入してください。

別紙 2 ~ 4 (略)

別紙 2 ~ 4 (略)

新	旧
<p>第2号様式（第8条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 令和 年 月 日</p> <p>高知県〇〇林業（振興）事務所長 様</p> <p style="text-align: right;">補助事業者名 (代表者名)</p> <p style="text-align: center;">令和 年度高知県竹材利用促進事業費補助金計画変更承認申請書</p> <p>令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定（変更の決定）の通知がありました補助金について、下記のとおり計画を変更したいので、高知県竹材利用促進事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 変更の理由</p> <p>2 補助金交付申請累計額 金 円 (今回増減額 金 円)</p> <p>3 変更計画書（別紙1-1、1-2のとおり）</p> <p>4 収支変更計画書（別紙2のとおり）</p> <p>5 変更後の事業完了予定年月日 令和 年 月 日</p> <p>（注）3及び4については、変更前（上段括弧書き）と変更後（裸書き）とにより変更前と変更後との内容を対比してください（変更のない箇所は、2段書きの必要はありません。）。</p>	<p>第2号様式（第7条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 令和 年 月 日</p> <p>高知県〇〇林業（振興）事務所長 様</p> <p style="text-align: right;">補助事業者名 (代表者名)</p> <p style="text-align: center;">令和 年度高知県竹材利用促進事業費補助金計画変更承認申請書</p> <p>令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定（変更の決定）の通知がありました補助金について、下記のとおり計画を変更したいので、高知県竹材利用促進事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 変更の理由</p> <p>2 補助金交付申請累計額 金 円 (今回増減額 金 円)</p> <p>3 変更計画書（別紙1のとおり）</p> <p>4 収支変更計画書（別紙2のとおり）</p> <p>5 変更後の事業完了予定年月日 令和 年 月 日</p> <p>（注）3及び4については、変更前（上段括弧書き）と変更後（裸書き）とにより変更前と変更後との内容を対比してください（変更のない箇所は、2段書きの必要はありません。）。</p>

新

別紙1 二 (竹材利用)

令和 年度高知県竹材利用促進事業変更計画書

補助事業者名:

伐採事業者等の名称	竹の種類	規格用途	着手(予定)年月日 ----- 完了(予定)年月日	買取(予定)単価 (円/kg) A	竹材1kg当たりの補助単価 (買取(予定)単価×10分の7円 上限22円) B	供給(予定)量 (kg) C	事業費 (円) D=A×C	財源内訳	
								県補助金 (円) E=B×C	その他 (円) D-E
計									

- (注) 1 伐採事業者等の名称には、別表第1に定める協定を締結した事業者を記入してください。
 2 高知県竹材利用促進事業費補助金交付要綱第7条第1項第4号に規定する消費税仕入控除税額等を除いた金額を記入してください。

旧

別紙1

令和 年度高知県竹材利用促進事業変更計画書

補助事業者名:

伐採事業者等の名称	竹の種類	規格用途	着手(予定)年月日 ----- 完了(予定)年月日	買取(予定)単価 (円/kg) A	竹材1kg当たりの補助単価 (買取(予定)単価×10分の7円 上限22円) B	供給(予定)量 (kg) C	事業費 (円) D=A×C	財源内訳	
								県補助金 (円) E=B×C	その他 (円) D-E
計									

- (注) 1 伐採事業者等の名称には、別表第1に定める協定を締結した事業者を記入してください。
 2 高知県竹材利用促進事業費補助金交付要綱第6条第1項第4号に規定する消費税仕入控除税額等を除いた金額を記入してください。

~~③変更箇所については、変更前(上段括弧書き)と変更後(裸書き)とにより変更前と変更後との内容を対比してください(変更のない箇所は、②段書きの必要はありません。)~~

新

旧

別紙1-2 (作業道整備)

(新設)

令和 年度高知県竹材利用促進事業変更計画書

補助事業者名: _____

実施主体	着手(予定)年月日	森林所有者等の情報		事業内容	路線名	幅員	延長 (箇所)	補助対象 事業費	財源内訳	
	完了(予定)年月日	住所	氏名						県補助金 (円)	その他 (円)
計										

- (注) 1 「事業内容」欄は、「路面整備」、「開設」、「丸太積み工」、「洗い越し工」の内容の別を記入してください
- 2 「幅員」欄は、「開設」、「路面整備」の場合にあっては、作業道の幅員についてメートル単位として少数点第1位止めとし、小数点第2位以下は切り捨てて記入してください。
- 3 「延長 (箇所)」欄は、「路面整備」、「開設」又は「丸太積み工」の場合にあっては、その延長についてメートル単位として整数止めとし、小数点第1位以下を切り捨てて記入してください。
- 4 高知県竹材利用促進事業費補助金交付要綱第7条第1項第4号に規定する消費税仕入控除税額等を除いた金額を記入してください。

別紙2 (略)

別紙2 (略)

新	旧
<p>第4号様式（第10条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 令和 年 月 日</p> <p>高知県〇〇林業（振興）事務所長 様</p> <p style="text-align: center;">補助事業者名 (代表者名)</p> <p style="text-align: center;">令和 年度高知県竹材利用促進事業費補助金実績報告書</p> <p>令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定（変更の決定）の通知がありました補助金について、下記のとおり事業を実施しましたので、令和 年度高知県竹材利用促進事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業実績報告書（別紙1-1、1-2のとおり） 2 収支精算書（別紙2のとおり） 3 事業完了年月日 令和 年 月 日 	<p>第3号様式（第8条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 令和 年 月 日</p> <p>高知県〇〇林業（振興）事務所長 様</p> <p style="text-align: center;">補助事業者名 (代表者名)</p> <p style="text-align: center;">令和 年度高知県竹材利用促進事業費補助金実績報告書</p> <p>令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定（変更の決定）の通知がありました補助金について、下記のとおり事業を実施しましたので、令和 年度高知県竹材利用促進事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業実績報告書（別紙1のとおり） 2 収支精算書（別紙2のとおり） 3 事業完了年月日 令和 年 月 日

新

別紙 1 - 1 (竹材利用)

令和 年度高知県竹材利用促進事業実績報告書

補助事業者名：

伐採事業者等の名称	竹の種類	規格用途	着手年月日 ----- 完了年月日	買取単価 (円/kg) A	竹材 1kg 当たりの 補助単価 (買取単価× 10分の7円 上限22円) B	供給量 (kg) C	事業費 (円) D=A×C	財源内訳	
								県補助 金 (円) E=B×C	その他 (円) D-E
計									

- (注) 1 伐採事業者等の名称には、別表第1に定める協定を締結した事業者を記入してください。
 2 高知県竹材利用促進事業費補助金交付要綱第7条第1項第4号に規定する消費税仕入控除税額等を除いた金額を記入してください。

旧

別紙 1

令和 年度高知県竹材利用促進事業実績報告書

補助事業者名：

伐採事業者等の名称	竹の種類	規格用途	着手年月日 ----- 完了年月日	買取単価 (円/kg) A	竹材 1kg 当たりの 補助単価 (買取単価× 10分の7円 上限22円) B	供給量 (kg) C	事業費 (円) D=A×C	財源内訳	
								県補助 金 (円) E=B×C	その他 (円) D-E
計									

- (注) 1 伐採事業者等の名称には、別表第1に定める協定を締結した事業者を記入してください。
 2 高知県竹材利用促進事業費補助金交付要綱第6条第1項第4号に規定する消費税仕入控除税額等を除いた金額を記入してください。

新

旧

別紙1-2 (作業道整備)

(新設)

令和 年度高知県竹材利用促進事業実績報告書

補助事業者名: _____

実施主体	着手年月日	森林所有者等の情報		事業内容	路線名	幅員	延長 (箇所)	補助対象 事業費	財源内訳	
	完了年月日	住所	氏名						県補助金 (円)	その他 (円)
計										

- (注) 1 「事業内容」欄は、「路面整備」、「開設」、「丸太積み工」、「洗い越し工」の内容の別を記入してください
- 2 「幅員」欄は、「開設」、「路面整備」の場合にあっては、作業道の幅員についてメートル単位として少数点第1位止めとし、小数点第2位以下は切り捨てて記入してください。
- 3 「延長 (箇所)」欄は、「路面整備」、「開設」又は「丸太積み工」の場合にあっては、その延長についてメートル単位として整数止めとし、小数点第1位以下を切り捨てて記入してください。
- 4 高知県竹材利用促進事業費補助金交付要綱第7条第1項第4号に規定する消費税仕入控除税額等を除いた金額を記入してください。

別紙2 (略)

別紙2 (略)

新	旧																																
<p>第5号様式（第10条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 令和 年 月 日</p> <p>高知県〇〇林業（振興）事務所長 様</p> <p style="text-align: right;">補助事業者名 (代表者名)</p> <p style="text-align: center;">令和 年度高知県竹材利用促進事業費補助金に係る消費税仕入控除税額等報告書</p> <p>令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定（変更の決定）通知がありました補助金について、令和 年度高知県竹材利用促進事業費補助金交付要綱第10条第3項の規定により、下記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="0"> <tr> <td>1</td> <td>高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の確定額 (令和 年 月 日付け高知県指令第 号による補助金交付決定額)</td> <td style="text-align: right;">金</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等</td> <td style="text-align: right;">金</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等</td> <td style="text-align: right;">金</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>補助金返還相当額（3－2）</td> <td style="text-align: right;">金</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table>	1	高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の確定額 (令和 年 月 日付け高知県指令第 号による補助金交付決定額)	金	円	2	実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等	金	円	3	消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等	金	円	4	補助金返還相当額（3－2）	金	円	<p>第4号様式（第8条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 令和 年 月 日</p> <p>高知県〇〇林業（振興）事務所長 様</p> <p style="text-align: right;">補助事業者名 (代表者名)</p> <p style="text-align: center;">令和 年度高知県竹材利用促進事業費補助金に係る消費税仕入控除税額等報告書</p> <p>令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定（変更の決定）通知がありました補助金について、令和 年度高知県竹材利用促進事業費補助金交付要綱第8条第3項の規定により、下記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="0"> <tr> <td>1</td> <td>高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の確定額 (令和 年 月 日付け高知県指令第 号による補助金交付決定額)</td> <td style="text-align: right;">金</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等</td> <td style="text-align: right;">金</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等</td> <td style="text-align: right;">金</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>補助金返還相当額（3－2）</td> <td style="text-align: right;">金</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table>	1	高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の確定額 (令和 年 月 日付け高知県指令第 号による補助金交付決定額)	金	円	2	実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等	金	円	3	消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等	金	円	4	補助金返還相当額（3－2）	金	円
1	高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の確定額 (令和 年 月 日付け高知県指令第 号による補助金交付決定額)	金	円																														
2	実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等	金	円																														
3	消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等	金	円																														
4	補助金返還相当額（3－2）	金	円																														
1	高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の確定額 (令和 年 月 日付け高知県指令第 号による補助金交付決定額)	金	円																														
2	実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等	金	円																														
3	消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等	金	円																														
4	補助金返還相当額（3－2）	金	円																														

